

# 上田市道路位置指定に関する取扱要領

## 上田市都市建設部建築指導課

### (趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に基づく道の位置の指定を受ける道路（以下「指定道路」という。）及び法第45条に基づく私道の変更又は廃止の制限を行うことに関して、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び上田市建築基準法施行細則（平成18年規則第163号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事前協議書の提出)

第2条 指定道路を受けようとする者及び私道の変更をしようとする者（以下「申請者」という。）は、道路位置指定事前協議書（様式第1号）及び別表1又は、別表2に定める書類（図面）を提出し市長に計画の概要について協議を行うものとする。

### (申請書の提出)

第3条 申請者は、事前協議後に細則に定める道路位置指定申請書（以下「申請書」という。）（様式第2号（細則様式第10号））又は、道路位置指定変更（廃止）届出書（以下「変更届」という。）（様式8号（細則様式第11号））を正本1部及び副本1部を提出すること。また、省令第9条及び別表1又は、別表2に定める書類（図書）を添付すること。

2 申請中の申請者の変更は認めない。変更がある場合は改めて新規申請とする。

### (指定道路の審査)

第4条 市長は、第3条第1項の申請書を受理したときは、指定を受けようとする道路が政令第144条の4及び第16条に定める基準（以下「道路に関する基準」という。）に適合するかどうかを審査し、必要があるときは、他法令の規制等に関して関係機関に意見を求める。

### (工事着手の承認)

第5条 市長は、指定を受けようとする道路が道路に関する基準に適合することを確認したときは、道路位置指定築造工事着手承認書（様式第4号）（以下「承認書」という。）を申請者に交付する。

2 申請者は、前項の承認書が交付された後でなければ前項の道路の築造工事に着手できない。

### (工事着手承認後の変更)

第6条 申請者は、第5条の承認書が交付された後において工事内容を変更しようとするときは、改めて申請書（様式第2号（細則様式第10号））を提出する。

2 申請書の備考欄に変更内容を記載する。また、変更に係る添付図書等を市長に提出し、変更内容が道路に関する基準に適合することの確認を受けなければならない。

### (工事完了届)

第7条 申請者は、指定を受けようとする道路の築造工事が完了したときは、道路位置指定工事完了届（様式第5号）（以下「完了届」という。）を市長に提出しなければならない。

### (完了検査)

第8条 市長は、完了届（様式第5号）を受理したときは、申請者立会いの上で完了検査を行わなければならない。尚、検査の結果不備があった場合は手直し後に再度完了報告し、再検査を受けることとする。

2 完了届とともに、指定道路全体及び全ての境界杭を撮影した写真及び撮影方向を明示した平面図を提出すること。

3 完了検査においては、下記の事項を整備又は提示しなければならない。

- (1) 検測ができるよう、測点・幅員等について、現地へ表示をすること。
- (2) 出来高管理写真（完了検査時に検測・確認ができない工種）
- (3) 必要に応じて提出する書類

(納品伝票、現場管理試験結果、書類審査の際に指定された書類他)

#### (土地の分筆等)

- 第9条 市長は、築造された道路が、第8条の完了検査の結果、道路に関する基準に適合することを確認したときは、申請者に指定を受けようとする道路の敷地となる土地の分筆及び登記を指示する。
- 2 指定道路となる土地は、工事が完了後に原則として公衆用道路及び用悪水路（不動産登記規則（平成17年省令第18号。）第99条に定める用語の例による。）として登記するものとする。
  - 3 申請者は、前項の土地の権利を有する者に変更があった場合は、変更後の当該者に係る道路位置指定承諾書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
  - 4 申請者は、第1項の土地の分筆及び登記が完了したときは、その全部事項証明及び公図の写しを市長に提出しなければならない。
  - 5 第1項の土地の分筆範囲は、道路を構成する側溝、縁石及び擁壁、法面（宅地を造成するための擁壁及びの法面を除く。）を含むものとする。
  - 6 開発区域内に法42条第2項に規定する道路が接する場合は、必要な道路後退部分を原則として市へ寄附をしなければならない。

#### (指定道路の維持管理)

- 第10条 申請者は、維持管理者（以下「管理者」という。）を定め、道路位置指定維持管理者届(様式第6号)を市長に提出するものとする。
- 2 指定道路の管理者は、基本申請者若しくは所有者とする。
  - 3 管理者は、指定道路の形態を維持確保し、構築物の設置、車輛の放置、植樹等の行為を行わないよう努め、善良なる管理者の注意義務を負うものとする。
  - 4 申請者は、管理者に変更があった場合は、速やかに指定道路の道路位置指定維持管理者変更届(様式第7号)とともに変更前及び変更後の両者の印鑑証明書を提出すること。ただし、変更前の管理者については、土地の全部事項証明書等により継承が確認できる場合は印鑑証明書を省略することができる。又、当該道路部分を譲渡しようとする場合、以後の所有権者が当該道路の維持管理義務を負う旨を申し伝え、継承させなければならないものとする。
  - 5 所有者・管理者が会社等の場合の管理の継承について、会社が解散等により法人格がなくなるなど、継承者がいなくなる場合も想定し、土地分譲購入者等との取り決めをしておくこと。

#### (位置指定書の交付)

- 第11条 市長は、築造された道路が道路に関する基準に適合し、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の分筆及び登記が完了していることを確認できる登記簿謄本と維持管理者届が提出されたときは、申請者に建築基準法による道路位置指定通知書(様式第9号)を交付する。
- 2 市長は、完了検査においてこの要領に定める内容に適合していると認めたときは、省令第10条に基づきその旨を公告する。

#### (指定道路図等の作成)

- 第12条 省令第10条の2に規定する指定道路図及び指定道路調書の作成要領は別に定める。
- 2 市長は、指定道路調書の作成を申請者に依頼することができる。

#### (指定道路の変更)

- 第13条 指定道路について次に掲げる事項の変更をしようとする者は、変更届(様式第8号)に省令第9条及び別表2に定める書類（図書）を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 転回広場の形状
  - (2) 道路の幅員
  - (3) 道路の延長の短縮（一部廃止）
  - (4) 道路の縦断勾配
- 2 前項の変更届は、正本1部及び副本1部を提出しなければならない。
  - 3 第1項第3号の変更の場合においては、第14条の規定を準用する。
  - 4 変更に係る指定道路の審査及び当該指定道路の敷地となる土地の分筆等については、第4条及

び第9条（第1項を除く。）の規定を準用する。

5 指定道路を延長しようとする場合は、基本当該延長部分は新たな指定道路とみなす。

#### （指定道路の廃止）

第14条 指定道路を廃止しようとする者は、変更届（様式第8号）に、別表2に定める添付図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の廃止に係る届は、正本1部提出しなければならない。

3 法第42条第1項第1号に規定する道路となったことにより指定道路を廃止するときは、道路管理者が行う。

#### （指定道路の廃止の基準）

第15条 指定道路の廃止は、廃止する指定道路に接する敷地が法第43条第1項及び長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）第4章の規定に適合する場合に限りすることができる。

#### （指定基準）

第16条 指定道路の基準は、政令第144条の4第1項各号に掲げるもののほか、別に定める技術基準による。

#### （指定道路の市道認定等の際の取り扱い）

第17条 道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定による認定がなされた指定道路、及び同法第18条の規定による供用開始がなされた道路の区域内に存在する指定道路は、当該区域内に存在する部分に限り、前条の規定にかかわらず、廃止されたものとみなす。

2 市長は、前項の規定によりその全部又は一部が廃止された指定道路に係る部分で、特に残存する必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。

3 市長は、第1項の規定により指定道路のその全部又は一部が廃止されたとみなされた場合又は前2項の規定により指定道路のその全部又は一部が廃止した場合には、その旨公告を行なう。

#### 附 則

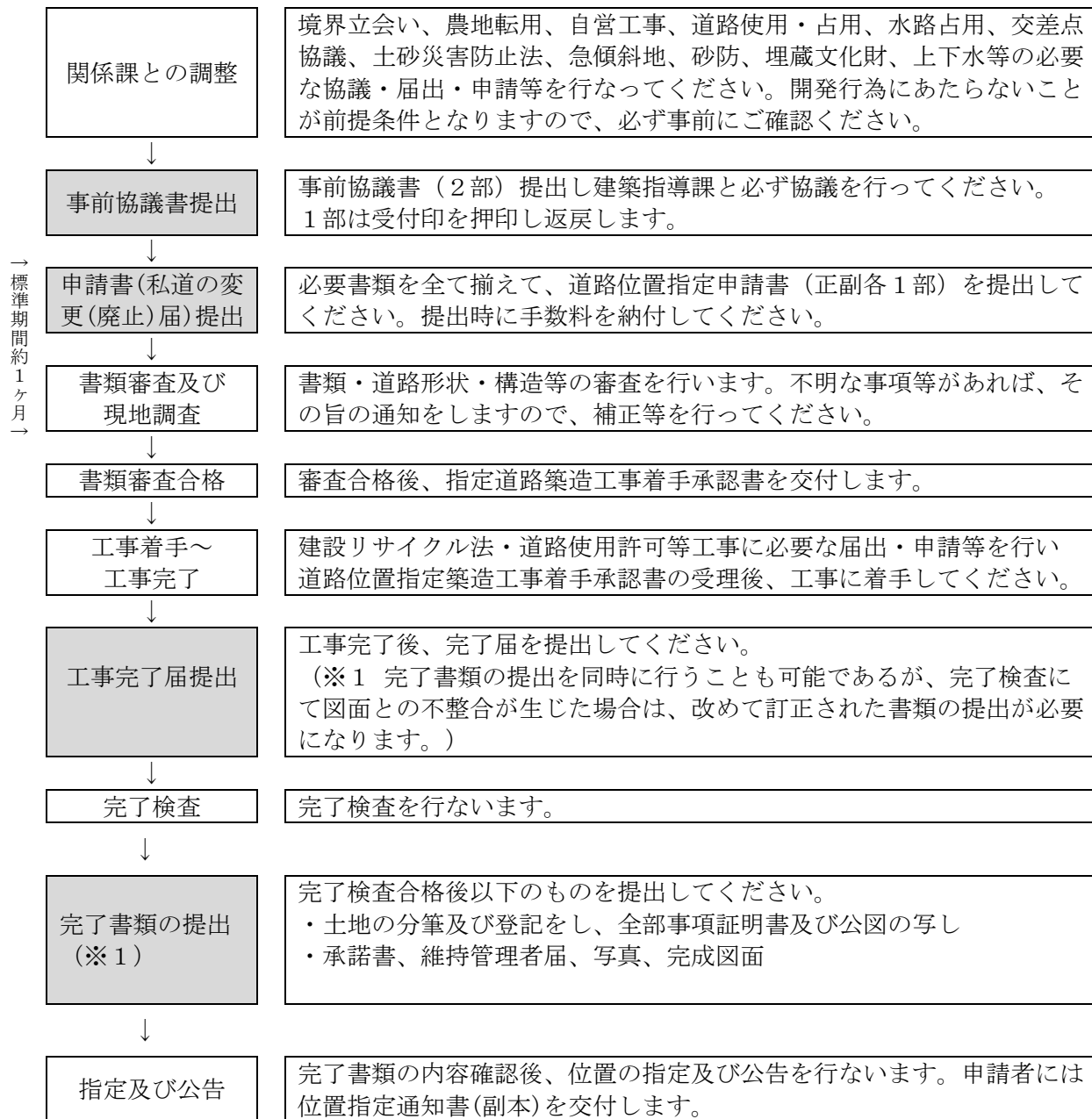
1 この要領は、令和元（2019）年5月1日より施行する。

2 この要領は、この要領の施行の日以降に協議のあるものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

（※ 指定道路取扱い基準 H21.10.1、H24.4.1 は廃止する。）

## 申請手続きの流れ

(別記1)



※周囲の状況により開発面積が3,000平方メートル以下の申請であっても都市計画法による許可が必要となる場合がありますので、予めご確認ください。

※申請中に計画内容（延長、幅員及び構造）に変更が生じた場合や、完了検査予定日について延期になる場合（協議による）は、道路の位置指定計画書にて内容変更を行い、関係書類（図面等）を速やかに提出してください。（正副各1部）